

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン

令和 7 年 4 月版

静岡市

(目 次)

1	はじめに	1
2	策定の目的	1
3	本ガイドラインの位置付け	1
4	ガイドラインの対象	2
5	用語定義	2
6	事業フロー	3
7	計画・立案	4
	(1) エリア設定	4
	(2) 事前協議	4
	(3) 必要となる法令等の手続	5
8	設計・施工	5
	(1) 土地開発の設計	5
	(2) 発電設備の設計	7
	(3) 施工	8
9	維持管理	9
	(1) 保守点検及び維持管理に係る実施計画 の策定及び体制の構築	9
	(2) 保安規程等に基づく点検	10
	(3) 適切な管理	10
	(4) 維持管理に係る進捗報告	10
	(5) 非常時の対処	10
10	撤去・処分	11
	(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分	11
	(2) 撤去・処分の手続等	11
11	その他	11
	(1) 本ガイドラインの適用時期	11
	(2) 別表1 (立地を避けるべきエリア)	12(13)
	別表2 (慎重な検討が必要なエリア)	12(15)
	別表3 (必要となる法令等の手続)	12(18)
	(参考) 別表1～3の整理表	12(27)
	(3) 届出様式	12(29)

1 はじめに

平成 24 年 7 月 1 日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT 法」という。）」が施行し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。これにより、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備が大幅に導入されることとなった。

本市においても、全国屈指の日照環境に恵まれ、導入のポテンシャルが高い地域であることから、太陽光発電設備の導入量は令和 2 年度末時点で、18.6 万 kW に達し、平成 21 年度と比較すると 14 倍に増加している。

令和 4 年度に本市が策定した「第 3 次静岡市地球温暖化対策実行計画」では、「再生可能エネルギーの拡大」を取組方針に掲げており、太陽光発電設備はその中心的役割を担っている。

しかし、近年、急速に導入が進んだ結果、景観、環境、防災等の観点から地域住民との間でトラブルが発生する事例も散見するようになり、その対策が急務となっている。

こうしたことから、本市では、太陽光発電設備の設置に当たり、計画・立案段階から本市や地域住民に情報が提供され、設計・施工、運営（維持管理）、廃止・撤去の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示したガイドラインを策定することとした。

2 策定の目的

本ガイドラインは、市内において太陽光発電設備を設置しようとする者（以下「事業者」という。）が、本市や地域住民の理解を得ながら、太陽光発電設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られた太陽光発電事業（以下「事業」という。）を適切に実施されることを目的としている。

よって、本ガイドラインは、計画・立案段階からの撤去・処分までの手続や遵守すべき事項等を明示し、事業者に適切な取組を求めるものである。

3 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、太陽光発電設備の設置に当たり、経済産業省資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の内容を補完し、本市の地域の特性に合わせ、策定するものである。

国のガイドラインの遵守事項の違反については、経済産業省への情報提供を行うものとする。

4 ガイドラインの対象

本ガイドラインは、本市に設置される出力 40kW 以上又は敷地面積※400 m²以上の太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）を対象とする。

また、上記規模に満たない事業であっても、設置しようとする設備から 10m 以内に設備を有する他の太陽光発電事業があり、かつ本事業と当該他事業の敷地面積の総和が 400 m²以上となる場合には、本ガイドラインの対象とする。

なお、「他の太陽光発電事業」は、近接（他事業相互の設備間の最短距離が 10m 以内）する複数の他事業からなる場合もあることに留意すること。

※敷地面積とは、太陽光発電事業を実施するために必要となる区域（法令上必要な残置森林・造成森林、調整池、場内通路、駐車場、及び採光のために伐採した森林等を含む）の面積をいう。

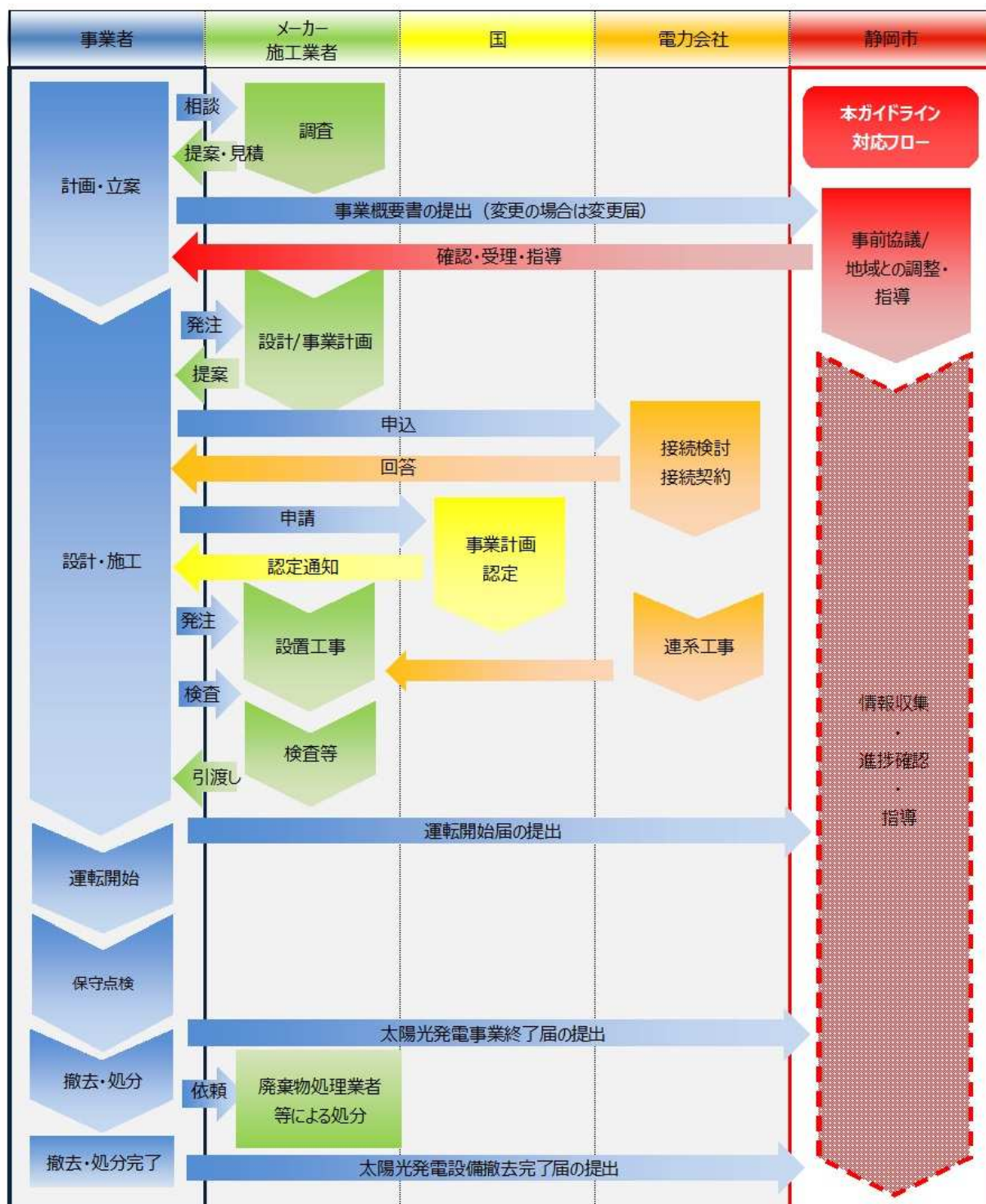
5 用語定義

項 目	内 容
太陽光発電設備	太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（変圧器、蓄電設備等）
事業者	太陽光発電設備を設置しようとしている者
出力	太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値
建築物	建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物
電技省令	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
電技解釈	電気設備の技術基準の解釈として、電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したもの
保安規程	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第 42 条及び電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 50 条の規定に基づき太陽光発電事業者自らが作成する保安のための規程

ただし、7（１）①「立地を避けるべきエリア」、7（１）②「慎重な検討が必要なエリア」、7（３）「必要となる法令等の手続」における表中の用語の定義については、各法令等によることとする。

6 事業フロー

太陽光発電を実施する場合の手続は、下記に示すとおり。本市では適正な太陽光発電設備の導入のため、新たなフローを次のとおり定めた。



7 計画・立案

(1) エリア設定

太陽光発電設備の計画に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、景観、環境、防災等の観点も含めて検討する必要がある。

本ガイドラインでは、その地域の特性や太陽光発電の現状を踏まえた上で、「立地を避けるべきエリア」及び「慎重な検討が必要なエリア」を明示する。

仮にこれらエリアにおいて事業実施する場合については、立地場所の変更も含め入念な検討を行うこと。特に法令等により規制されている場所に関しては、制度上の手続を確実に完了させ、地域住民、関係機関へ説明を行うことで、立地に対する意向、問題点等の把握に努めること。

なお、立地だけでなく撤去・処分が適正に行うことができるよう検討し明示しておくとともに、必要な準備をしておくこと。

① 立地を避けるべきエリア

別表1のとおり、立地を避けるべきエリアを設定する。

立地を避けるべきエリアとは、法令又は本市の計画等において、太陽光発電設備等の設置が原則認められない場所、又はその設置が明らかにふさわしくない場所である。

なお、自然環境保全地域（自然環境保全法、静岡県自然環境保全条例）、鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護管理法）、特別緑地保全地区（都市緑地法）については、本市には存在しないため、省略する。

② 慎重な検討が必要なエリア

別表2のとおり、慎重な検討が必要なエリアを設定する。

慎重な検討が必要なエリアとは、法令又は本市の計画等において、太陽光発電設備等の設置の際に手続を要するなど、景観、環境、防災等に特に配慮が必要な場所である。

(2) 事前協議

① 行政機関との協議

ア 事業概要書の提出

事業者は事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、静岡市長（環境局環境共生課）に対し、計画している事業内容を記載した「**事業概要書（様式第1号）**」を提出すること。

提出後に記載内容に変更が生じた場合や事業が中止となった場合には、「**事業内容変更・中止届（様式第2号）**」を提出すること。

「事業概要書」には、設置予定場所、事業の規模等を記載するとともに、事業の概要が分かる図面（位置図、配置図、設計図など）を添付すること。

イ 法令手続、施工、維持管理等についての事前協議

事業の実施に当たり、以下の項目について市や県等の担当課と協議すること。

- 関係法令等（条例、ガイドライン等を含む。）に基づく手続
- 文化財に関する事前照会及び協議
- 施工に当たって配慮すべき事項への対応
- 適正な維持管理及び撤去・処分についての計画

② 地域住民等との調整

ア 丁寧な説明

上記「事業概要書（様式第1号）」の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の計画等について、地域住民や関係者に対し丁寧に説明し、理解を得た上で事業を進めること。

イ 説明の方法

地域住民や関係者への説明に当たっては、事前に市に提出した方法に基づき、当該地域住民等の代表者らの同意を得た上で、説明すること。

また、説明会等を開催した場合には、議事録を作成するなど、記録を保存しておくこと（頒布資料・出席者名簿等を添付することが望ましい。）。

さらに、欠席者や説明ができなかった者に対しては資料頒布等の対策を講じること。

ウ 要望への対応

地域住民や関係者から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応すること。

（３）必要となる法令等の手続

確認や手続が必要となる主な法令等は別表３のとおりである。ただし、本市や静岡県が窓口となっている法令等の一覧であることに注意すること。また、法令等は制定・改廃等が行われることがあるため、事業者は別表３以外の法令等も確認すること。

なお、宅地造成等規制法、自然環境保全法、鳥獣保護管理法、種の保存法については、手続を要する地域が存在しないため、省略する。

8 設計・施工

（１）土地開発の設計

① 関係法令及び条例の遵守

別表３「７（３）必要となる法令等の手続」を参考に、設置を計画している土地に対し、規制されている法令等を把握し、必要な手続をとること。

② 防災・安全面の配慮

設置を計画している土地の地盤等については、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行ない、下記における対策を講じ、防災・安全面に配慮すること。なお、設置場所周辺に住宅がある等、住民生活に影響が出る可能性がある場合には、特に配慮すること。

- 軟弱地盤への対応

不同沈下が生じないように、地盤改良等の対策工などの措置を講じること。

- 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

- がけ崩れ・土砂流出対策

開発区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。

- がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策を講じること。

- 湧き水対策

地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

- 雨水・排水対策

集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置等）

③ 環境への配慮

- 生活用水等への配慮

地下水や湧水を上水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下が生じないように措置を講じること。また、土砂の流出等により水源の水質が悪化しないような対策も講じること。

- 動植物の保護

重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、生息・生育環境への影響の回避または低減を優先すること。さらに、重要種以外の動植物に関しても生態系を構築する一要因であることから、必要に応じて重要種との関連性を調査し、関係性がある種に関しては、重要種と同等の措置を実施すること。また、重要種との直接的な関連がない場合でも生態系そのものへの影響を及ぼす場合には、影響を可能な限り低減するよう努めること。

④ 景観への配慮

- 景観計画への適合及び尊重

静岡市景観計画に規定された景観形成基準への適合のみならず、当該地区の景観形成の理念、方針、特性等を十分に把握し、これを尊重すること。特に本市は、富士山をはじめとする眺望景観、駿河湾等の水辺景観、南アルプス等の山並み景観などのほか、東海道の宿場町や茶畑と集落等の歴史・文化に育まれた景観が形成されている。

○ 設置による影響の適切な把握

静岡市景観計画において保全すべき地域の優れた景観として示された次のような景観については、その景観の視点場を適切に把握するとともに、フォトモンタージュ等のシミュレーションにより設置による影響を明らかにし、必要に応じて対策を講じること。特に、主要な眺望地点からの眺望景観には留意すること。

- ・ 主要な眺望地点からの眺望景観
- ・ 山並み、丘陵、河川、湖沼、海岸等自然景観
- ・ 史跡、名勝等歴史的・文化的な景観
- ・ 市街地、住宅地等街並み景観
- ・ 棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景
- ・ 保養地、別荘地等の景観 など

○ 稜線の保全

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による稜線の連続性の断絶や当該設備の稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避けること。

○ 目隠し等の措置

公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、歩行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに適切な囲いや植栽等により景観上有効な遮蔽措置を講じること。

○ 太陽電池モジュール及び架台の色彩

太陽電池モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとする。また、架台もモジュールと同様に、周囲と調和した目立たない色彩とするよう努めること。

⑤ 処分への配慮

パネルの選定に当たり、リサイクルのしやすさを考慮に入れて選定すること。

（２）発電設備の設計

① 適切な設計委託

設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。

② 安全等に配慮した設計

電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、太陽光発電設備の異常等を即時に感知できる設計とするなど、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

また防災、環境保全、景観保全、消防活動を考慮し、さらに保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。

③ 基準等に基づいた設計の実施

太陽光発電に関する電技省令及び電技解釈に対する具体的な仕様については、日本産業規格（JIS 規格）において定められているものが多いため、これらを参考にし、設計すること。また、民間等が作成したガイドラインや解説書（例：地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2017 年版（（一社）太陽光発電協会ほか）、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018 年））も参考にし、設計するよう努めること。

（３）施工

① 安全等に配慮した適切な施工

○ 法令等の遵守

関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合には、必要な資格を有する者が施工を行うとともに、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。

○ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

○ 適切な廃棄物処理

設置工事に伴う資材が周辺に影響を及ぼさないように配慮すること。また、伐採木などの廃棄物等については、関係法令や条例、市の指導等に従い、適切に処理すること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、同様の配慮や適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う廃棄物等が適切に処理されていることを自らも確認するように努めること。

また、廃棄物が残置されている場合や、施工区域内に廃棄物を発見した場合は、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導に努めること。

○ 標識の表示

太陽光発電事業者は、土地開発・造成後、発電設備の外部から見えやすい場所に、FIT法の再生可能エネルギー発電事業計画における各項目について記載した標識を速やかに掲示すること。（出力20kW以上は事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）において遵守事項となっている。）

② 周辺環境への配慮

○ 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策を講じること。

○ 濁水対策

工事により公共用水域の水質が悪化しないような対策も講じること。

○ 関係者以外の立入防止措置

外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

○ 緩和緩衝帯等の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設ける等の措置を行うこと。

○ パネルの反射光対策

事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて、低反射タイプのパネルの使用やパネルの傾きを調整するなどの対策を講じること。

9 維持管理

（１）保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等（例：太陽光発電システムの保守点検ガイドライン（（一社）日本電機工業会・（一社）太陽光発電協会/2016年、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018年））を参考にし、定期的かつ適切な保守点検を実施するとともに、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するように努めること。

また、保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

（２）保安規程等に基づく点検

出力50kW以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業

法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

(3) 適切な管理

① 結果の記録・保管

実施計画どおり保守点検及び維持管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また定期的に発電量を計測し、記録するよう努めること。

② 地域住民への配慮

当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

③ 周辺環境への配慮

事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、市、地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

(4) 維持管理に関する進捗報告

○ 運転開始に関する届出

太陽光発電設備の稼働までに「**運転開始届（様式第3号）**」を提出すること。

提出後に記載内容に変更が生じた場合は、「**事業内容変更・中止届（様式第2号）**」を提出すること。

(5) 非常時の対処

○ 関係者との連携体制の構築

発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生したときの対応型針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

○ 迅速な対応の実施

落雷・大雨・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。

また、発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

10 撤去・処分

(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分に当たっては、使用済太陽光パネルが産業廃棄物となることから、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。

なお、処分に当たっては、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等を参照し、極力、リサイクルを行うように努めること。

また、事業終了後に発電設備の適切な撤去及び処分を行うため、必要となる費用の積立を計画的かつ確実にすること。

(2) 撤去・処分の手続等

○ 太陽光発電事業終了届

当該太陽光発電事業を終了したときは、終了後 30 日以内に「**太陽光発電事業終了届（様式第 4 号）**」を提出すること。

○ 太陽光発電設備撤去完了届

当該太陽光発電設備を撤去した場合には、撤去後 30 日以内に「**太陽光発電設備撤去完了届（様式第 5 号）**」を提出すること。

○ 処分費用の積立

事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。

○ 地域住民との合意事項

事業終了後の設備の撤去など本市や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

11 その他

(1) 本ガイドラインの適用時期

本ガイドラインは、原則として、令和 2 年 4 月 1 日の本ガイドライン適用後に、太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業者に適用するが、既に着手している事業者又は既に事業を行っている者においても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応をすること。

(2) 別表

立地を避けるべきエリア : 別表 1 のとおり

慎重な検討が必要なエリア : 別表 2 のとおり

必要となる法令等の手続き : 別表 3 のとおり

(参考) 別表 1 ～ 3 の整理表

(3) 届出様式

様式第 1 号から第 5 号のとおり

別表 1 (7 (1) ①関係)

立地を避けるべきエリア

	区域名	根拠法令等	概要（理由等）
1	指定等文化財区域	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 静岡市文化財保護条例	文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえのない財産である。法令に基づき指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文化財等が存在するエリアは立地を避けるべきである。
2	自然公園区域 （国立公園内、県立自然公園第1種特別地域内）	自然公園法 静岡県立自然公園条例（自然公園法）	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。南アルプスに位置する国立公園内や県立自然公園第1種特別地域内への太陽光発電設備の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きいことから、立地を避けるべきである。
3	南アルプスユネスコエコパーク登録地域 （核心地域、緩衝地域）	ユネスコ「人と生物圏（MAB）計画」 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）	自然環境が法的に厳しく保護され、長期的に保存されてきた地域である「核心地域」、及び環境教育やエコツーリズム等自然環境を活かした活動を行う地域である「緩衝地域」への立地は、自然環境等への影響が大きく、避けるべきエリアである。
4	土壌汚染対策法に基づく要措置区域	土壌汚染対策法	要措置区域は土壌汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であるため、土地の形質の変更が原則として禁止されている。
5	廃棄物最終処分場（搬入が終了している場合でも、廃止手続きが完了していない処分場を含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備を設置することにより、廃棄物最終処分場の適切な維持管理に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。
6	廃棄物の不法投棄現場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備を設置することにより、原因者による不法投棄地の原状回復に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。
7	農用地区域 甲種農地又は採草放牧地 第1種農地 又は採草放牧地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法	農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図るべきである。

別表 1 (7 (1) ①関係)

立地を避けるべきエリア

	区域名	根拠法令等	概要（理由等）
			るため、原則として、農地以外の利用が禁止されている。 また、農用地区域以外であっても、10ha 以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の第 1 種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地であることから、太陽光発電設備の設置を避けるべきエリアである。
8	保安林	森林法	保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が制限されている。
9	①海岸保全区域、 ②一般公共海岸区域	海岸法	太陽光発電設備の設置により、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがある。 ①海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施設等の管理が必要な区域 ②自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域
10	道路区域等（道路法の道路、市が管理する道路敷）	道路法 道路法施行令	市が管理する道路の道路区域内において、「太陽光発電設備等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。」や「自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合は、道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該設備を設けたときに、自転車又は歩行者が通行できる幅を道路構造令に規定される幅員とする。」と定められている。
11	①河川区域、 ②河川保全区域、 ③河川予定地	河川法	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ① 1 号地：河川の流水が継続して存する土地 2 号地：河川管理施設の敷地である土地 3 号地：1 号地と一体管理されるべき区域 ②河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地 ③河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地

別表 2 (7 (1) ②関係)

慎重な検討が必要なエリア

	区域名	根拠法令等	概要（理由等）
1	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合で、工事に先立ち記録保存のための発掘調査を実施する必要がある場合がある。また埋蔵文化財包蔵地の状況によっては、保全措置が必要な場合もある。
2	自然公園区域 （県立自然公園第2種、第3種特別地域内、普通地域内）	自然公園法 静岡県立自然公園条例 （自然公園法）	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。太陽光発電設備の設置は、自然環境や景観へ与える影響が懸念されることから、慎重な検討が必要である。
3	南アルプスユネスコエコパーク登録地域 （移行地域）	ユネスコ「人と生物圏（MAB）計画」 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画 （静岡市域版）	「移行地域」は、自然環境と調和した持続可能な地域社会の発展が図られる地域である。太陽光発電設備の設置にあたっては、南アルプスユネスコエコパークの理念に合致した計画となるよう、慎重な検討が必要である。
4	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法	汚染土壌が存在するため、土地の形質を変更する場合、汚染土壌又は特定有害物質が拡散しないよう、土地の形質の変更の施行方法について慎重な検討が必要である。
5	廃棄物最終処分場跡地（最終処分場の廃止手続が完了した区域）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。
6	清水港・みなと色彩計画対象区域	清水港・みなと色彩計画	清水港・みなと色彩計画に基づく清水港周辺の景観において、良好な景観を形成・保全するため、清水港・みなと色彩計画推進協議会と協議を行い、地域の特性に配慮することが必要である。
7	地域森林計画対象民有林	森林法	地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。 林地の開発や立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続が必要である。 また、森林整備等を補助事業により実施した区域では、一定期間、林地の転用や立木の伐採が制限されている。

別表 2 (7 (1) ②関係)

慎重な検討が必要なエリア

	区域名	根拠法令等	概要（理由等）
8	風致地区	静岡市風致地区条例 (都市計画法)	都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。
9	静岡市景観計画に定められた良好な景観を形成・保全する必要がある区域	景観法（静岡市景観条例・静岡市景観計画）	景観法第8条に基づく静岡市景観計画に定められた良好な景観を形成・保全する必要がある区域においては、景観形成基準を遵守するとともに、周辺景観への影響及び自然環境、土地利用、歴史・文化など地域の特性に配慮し、太陽光発電設備の設置及び修景方法には慎重な検討が必要である。
10	砂防指定地	砂防法	治水上砂防の為、砂防設備の設置を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
11	地すべり防止区域	地すべり等防止法	地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
12	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	崩壊のおそれのある急傾斜地（30 度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
13	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	崩壊した土石等によって、住宅等の建築物が倒壊し、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。

別表 2 (7 (1) ②関係)

慎重な検討が必要なエリア

	区域名	根拠法令等	概要（理由等）
14	洪水浸水想定区域	水防法	水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、太陽光発電設備の設置には慎重な検討が必要である。
15	津波浸水想定区域及びこれに類する区域等	津波防災地域づくりに関する法律ほか	津波防災地域づくりに関する法律第 8 条に基づく津波浸水想定区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、太陽光発電設備の設置には慎重な検討が必要である。
16	津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域とは、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、県が指定している。 警戒区域では、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の当該区域の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制の整備を行う区域であり、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。
17	累積的な環境影響が想定される区域 （設置しようとする太陽光発電設備から 10m 以内に、他事業の太陽光発電設備がある区域）	—	複数の太陽光発電施設が近接して設置された場合、自然環境や生活環境に関する累積的な影響が想定されるため、太陽光発電設備の設置には慎重な検討が必要である。

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
1	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 静岡市文化財保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は静岡県及び静岡市文化財保護条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。 やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官又は静岡市教育長への届出が必要となる。 工事内容や場所により許可されない場合があるため、計画段階から協議すること。 埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続を定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるため、工事計画段階から静岡市歴史文化課と協議すること。	歴史文化課 (054-221-1069)
2	自然公園法	本市においては、「南アルプス国立公園」が指定されている※。この地域において工作物の新・増・改築行為は、環境大臣、関東地方環境事務所長、又は市長の許可が必要となる。 なお、特別地域内において、1 ha 以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。 ※静岡県自然保護課のホームページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	環境共生課 (054-221-1466)
3	静岡県立自然公園条例（自然公園法）	本市においては、「奥大井県立自然公園」と「日本平・三保松原県立自然公園」が指定されている※。また、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ① 特別地域：太陽光発電施設の新・増・改築行為は、市長の許可が必要となる。 ② 普通地域：太陽光発電施設に関する、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が 1,000 m²を超える場合は、市長に届出が必要となる。 なお、特別地域内において、1 ha 以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。 ※静岡県自然保護課のホームページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	環境共生課 (054-221-1466)

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
4	静岡県環境影響評価条例	以下のいずれかに該当する場合には、環境影響評価の対象となる。 ○特定区域内において行われる事業であって、敷地面積が5ヘクタール以上であるもの ○都市計画区域外において行われる事業であって、敷地面積が25ヘクタール以上又は森林伐採面積が10ヘクタール以上であるもの ○都市計画区域内において行われる事業であって、敷地面積が50ヘクタール以上又は森林伐採面積が20ヘクタール以上であるもの	環境共生課 (054-221-1466)
5	静岡県環境影響評価条例	環境影響評価の対象となるものは以下のとおりである。 ○第1種事業（環境影響評価必須） 敷地面積 50ha 以上又は森林を伐採する区域の面積 20ha 以上 ○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積 20ha 以上 50ha 未満。ただし、特定地域内は敷地面積 5 ha 以上 ※静岡県環境影響評価条例が適用される場合は、この条例は適用されません。	静岡県 くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2255)
6	静岡県自然環境保全条例 （自然環境保全法）	土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。	静岡県 くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)
7	土壌汚染対策法	土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が一定の規模以上の場合、原則として届出が必要となる。	環境保全課 (054-221-1359)
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備の設置又は撤去に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者（元請業者）が事業用地外（300 m²以上である場合）で自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する政令市長への届出が必要となる（法第12条第3項）。 法第15条の17の規定により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに市長への届出が必要となる（法第15条の19）。 太陽光発電設備の撤去に伴い、一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、市長の許可が必要となる（法第15条）。	廃棄物対策課 (054-221-1363) 静岡県 くらし・環境部 廃棄物リサイクル課 (054-221-2424) (事業場外保管)

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
9	清水港・みなと色彩計画	清水港・みなと色彩計画に基づく清水港周辺の景観において、良好な景観を形成・保全するため、清水港・みなと色彩計画推進協議会と協議を行い、地域の特性に配慮することが必要である。	清水みなと振興課 (054-354-2342)
10	工場立地法	売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電設備は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電設備を設置する場合は、従来どおり工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。	産業基盤強化本部 (054-354-2046)
11	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域は、市が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図るべきであるため、原則として、農地以外の利用が禁止されている。	農地利用課 (054-221-1140)
12	農地法	太陽光発電設備を農地等に設置する場合、農地転用（農地を農地でなくすること）などの規制がある。 ○自分が所有する農地を転用する場合の制限 ○農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。 ○市街化区域の農地をあらかじめ農業委員会に届出て転用する場合 ○電気事業者が送電用、配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）等の敷地に転用する場合	農業委員会事務局 (054-221-1140)
13	森林法	都道府県知事が定めた地域森林計画の対象民有林内で開発行為を行う場合、林地開発許可（面積が0.5haを超える林地開発）又は伐採及び伐採後の造林届出書（面積が0.5ha以下の小規模林地開発）の手続きを行う必要がある。 保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続きを行う必要がある。また、保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続きを行う必要がある。	森林経営管理課 (054-354-2145)
		立地調査（地域森林計画対象森林及び保安林区域の確認等）	静岡県 中部農林事務所 治山課 (054-286-9071)
		新たに森林の土地の所有者となった者は、市長にその旨を届け出なければならない。	森林経営管理課 (054-354-2676)

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
14	静岡市南アルプスエコパークにおける林道の管理に関する条例	林道東俣線を車両（軽車両を除く）で通行しようとする場合は市長の許可が必要である。	森林経営管理課 (054-354-2163)
15	海岸法	海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。	水産振興課 (054-354-2186) 静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)
16	港湾法	都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事（構築物の建設）を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる。	静岡県 清水港管理局 管理課 (054-353-2202)
17	国 土 利 用 計画法	一定規模以上の土地売買等の契約を締結して土地を取得した者は、契約締結日から起算して2週間以内に市長に届け出なければならない。 届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。	開発審査課 (054-221-1408)
18	都 市 計 画 法	一定規模以上の敷地において、建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 (市街化区域1,000㎡、市街化調整区域500㎡、都市計画区域外1ha)	開発審査課 (054-221-1118)
19	静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	一定規模以上の敷地において、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更が生じる場合は、承認を受けなければならない。 (市街化区域10ha、市街化調整区域5ha、都市計画区域外2,000㎡)	開発審査課 (054-221-1118)
20	静 岡 県 土 採 取 等 規 制条例	土の採取等（切土、床掘その他の土地の掘削）を一定規模以上行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。（採取区域面積1,000㎡以上又は採取量2,000㎡以上）	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
21	静岡県風致地区条例(都市計画法)	風致地区内において建築物・工作物の建築や宅地の造成、木竹の伐採を行おうとするものは市長の許可を受けなければならない。	緑地政策課 (054-221-1249)
22	景観法 (静岡県景観条例・静岡県景観計画)	本市においては、市内全域を景観法第8条に基づく「静岡県景観計画」の区域に定めている。区域内(市内全域)において、土地に自立した太陽光発電設備の太陽電池モジュールで、設置する区域の敷地面積が1,000㎡(景観計画重点地区においては10㎡)を超える新設、増築、改築又は移転については、行為の30日前までに届出が必要となる。	景観まちづくり課 (054-221-1049)
23	建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築物に該当するため建築確認申請や完了検査申請が必要である。なお、屋内的用途に供しないものは建築物に該当しないため、申請は不要である。	建築安全推進課 (054-221-1259)
24	建設リサイクル法	コンクリート等特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定の規模以上のものについて、分別解体・再資源化等が必要となる。 ① 建築物の解体工事：床面積の合計80㎡ ② 建築物の新築・増築工事：床面積の合計500㎡ ③ 建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)：請負代金の額1億円 ③ 建築物以外の工作物の工事(土木工事等)：請負代金の額500万円	建築安全推進課 (054-221-1267)
25	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要である。 ○施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ○土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ○土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○鉱物の採掘、集積又は投棄 ○芝草の掘取り ○火入れ	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
26	地 す べ り 等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良 ○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)
27	急 傾 斜 地 の 崩 壊 に よ る 災 害 の 防 止 に 関 す る 法 律	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘さく又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)
28	道路法	事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる（第 24 条）。 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第 32 条）。 道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第 47 条の 2）。	【葵区・駿河区】 土木管理課 (054-221-1442) 【清水区】 土木事務所 (054-354-2218)

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
29	河川法	河川区域内で土地を占用（第 24 条）、工作物の新築・改築・除却（第 26 条第 1 項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（第 27 条第 1 項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。 また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には 河川管理者の許可が必要となる。	【葵区・駿河区】 土木管理課 (054-221-1442) 【清水区】 土木事務所 (054-354-2218) 【県管理河川】 静岡県 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)
30	静岡市法定外公共物管理条例	法定外公共物において、次に掲げる行為をしようとする場合は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 法定外公共物が存する土地を占用すること。 (2) 法定外公共物において、土石及び生産物を採取すること。 (3) 法定外公共物において、工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (4) 法定外公共物を横過し、又はその地下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (5) 法定外公共物において、土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植及びその伐採すること。 (6) 法定外公共物の維持、修繕、改良等のため当該法定外公共物の構造を変更する工事を行うこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の機能に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。 2 前項各号に掲げるもののほか、第2条第2号に係る法定外公共物において、流水を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。	【葵区・駿河区】 土木管理課 (054-221-1442) 【清水区】 土木事務所 (054-354-2218) 【林道】 森林経営管理課 (054-354-2163)
31	特定都市河川浸水被害対策法	本市においては、平成 21 年に二級河川巴川が特定都市河川に指定された。二級河川巴川流域内の宅地等以外の土地において、土地の改変（太陽光発電施設の設置を含む）に伴う 1000 ㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、市長の許可が必要となる（第 30 条）。	【葵区・駿河区】 河川課 (054-221-1087) 【清水区】 土木事務所 (054-354-2247)
32	静岡市火災予防条例	指定数量以上の危険物を蓄電池設備内で取り扱う場合は、市長の許可を受けなければならない。（消防法第 10 条） また、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を取り扱う場合は、あらかじめ管轄する消防署へ届け出なければならない。（火災予防条例 66 条） 高压又は特別高压の変電設備（全出力 50 キロワット以下の	予防課 (054-280-0190) 又は管轄の消防署

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
		ものを除く。)、蓄電池設備(蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)を太陽光発電設備に併設しようとする場合は、あらかじめ管轄する消防署へ届け出なければならない。(火災予防条例第 63 条)」	
33	静岡県盛土等の規制に関する条例	何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。(適用除外なし) 盛土等の面積が 1,000 m²以上、又はその土量 1,000 m³以上の盛土等を行おうとする場合は、知事の許可が必要となる。 (規則により国・地方公共団体等の適用除外あり) 【令和 7 年 5 月 26 日 改正予定】 <改正後> ● 災害の防止に関する規定は、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)に委ねる ● 一定の規模(1,000 m²)以上の次の行為は、事前の届出が必要 ① 盛土規制法の許可が必要な盛土、堆積 ② 埋立て(建築物や工作物の解体・撤去に伴う埋め立てを除く) なお、土石の現地流用による盛土等は汚染の拡散が生じないため対象外。 ※上記内容は令和 7 年 2 月時点の情報であり、条例施行までに修正される可能性があります。	静岡県 くらし・環境部 盛土対策課 (054-221-2137)
34	宅地造成及び特定盛土等規制法(静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例)	【令和 7 年 5 月 26 日 区域指定・運用開始予定】 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域内で行う宅地造成・特定盛土等・土石の堆積に関する工事については、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 許可を要する規模 <土地の形質の変更(盛土・切土)> ① 盛土で高さが 1 m 超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m 超の崖を生ずるもの ④ 盛土で高さが 2 m 超となるもの ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500 m²超となるもの <一時的な土石の堆積> ⑥ 最大時に堆積する高さが 2 m 超かつ面積が 300 m²超となるもの 最大時に堆積する面積が 500 m²超となるもの	開発審査課 (054-221-1591)

別表 3 (7 (3) 関係)

必要となる法令等の手続

	名 称	内 容	相談窓口
35	静岡県水循環保全条例	水源保全地域（※）内で土地取引や開発行為を行うとき、2 か月前までに知事に届出が必要となる。 ※水源保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認める区域	静岡県 くらし・環境部 水資源課 (054-221-2289)

※本市や静岡県が窓口となっている法令等の一覧であるため、他にも手続が必要な法令等が存在する可能性があることに注意すること。また、法令等は制定・改廃等が行われることがあるため、事業者は別表 3 以外の法令等も確認すること。

(参考)

別表 1 ～ 3 の整理表

法令等の名称	別表 1	別表 2	別表 3
	立地を避けるべき エリア	慎重な検討が必要な エリア	必要となる法 令等の手続
文化財保護法	指定等文化財区域	埋蔵文化財包蔵地	○
静岡県文化財保護条例	〃		○
静岡市文化財保護条例	〃		○
自然公園法	南アルプス国立公園		○
静岡県立自然公園条例	第 1 種特別地域	・ 第 2 種、第 3 種特別地域 ・ 普通地域	○
南アルプスユネスコエコ パーク管理運営計画	ユネスコエコパーク登録地域 (核心地域、緩衝地域)	ユネスコエコパーク登録地域 (移行地域)	
静岡市環境影響評価条例			○
静岡県環境影響評価条例			○
静岡県自然環境保全条例			○
土壌汚染対策法	要措置区域	形質変更時要届出区域	○
廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	・ 廃棄物最終処分場 ・ 廃棄物の不法投棄現場	廃棄物最終処分場跡地	○
清水港・みなと色彩計画		清水港・みなと色彩計画対 象区域	○
工場立地法			○
農振法	農用地区域		○
農地法	・ 甲種農地又は採草放牧地 ・ 第 1 種農地又は採草放牧地		○
森林法	保安林	地域森林計画対象民有林	○
静岡市林道管理条例			○
海岸法	・ 海岸保全区域 ・ 一般公共河岸区域		○
港湾法			○
国土利用計画法			○
都市計画法			○
静岡市土地利用事業の適正 化に関する指導要綱			○
静岡県土採取等規制条例			○
静岡市風致地区条例		風致地区	○

(参考)

別表 1 ～ 3 の整理表

法令等の名称	別表 1	別表 2	別表 3
	立地を避けるべき エリア	慎重な検討が必要な エリア	必要となる法 令等の手続
景観法（静岡市景観条例・ 静岡市景観計画）		静岡市景観計画に定められ た良好な景観を形成・保全 する必要がある区域（市内 全域）	○
建築基準法			○
建設リサイクル法			○
砂防法		砂防指定地	○
地すべり等防止法		地すべり防止区域	○
急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律		急傾斜地崩壊危険区域	○
土砂災害防止法		土砂災害（特別）警戒区域	
道路法	道路区域等		○
河川法	河川区域、河川保全区域、 河川予定地		○
静岡市法定外公共物管理 条例			○
特定都市河川浸水被害対 策法			○
水防法		洪水浸水想定区域	
津波防災地域づくりに関 する法律ほか		津波浸水想定区域及びこ れに類する区域等	
津波防災地域づくりに関 する法律		津波災害警戒区域	
静岡市火災予防条例			○
静岡県盛土等の規制に関 する条例			○
宅地造成及び特定盛土等 規制法（静岡市宅地造成及 び特定盛土等規制法施行 条例）			○
静岡県水循環保全条例			○

※法令等は制定・改廃等が行われることがあるため、事業者は別表 3 「必要となる法令等の
手続」以外の法令等も確認すること。

様式第1号（7（2）①ア関係）

事業概要書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

（事業者） 所在地
商号又は名称
代表者

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン「7（2）①ア」に基づき、事業概要書を提出します。

記

（事業概要）

設置予定場所						
事業の規模		敷地面積※ ¹ (㎡)		出力※ ² (kW)		
発電設備概要※ ³		パネル				
		パワーコンディショナー				
		架台				
事業計画図※ ⁴		別紙のとおり				
工事期間（予定）		年 月 日 から 年 月 日 まで				
地域住民等との調整		説明対象者				
		説明方法		説明会の開催 ・ 戸別訪問 その他（ ）		
連絡先	発電事業者 （担当者）	所属				
		氏名		電話		
	工事施工者 （担当者）	所属				
		氏名		電話		
特記事項						

※1 太陽光発電事業を実施するために必要となる区域（残置森林等を含む）の面積を記載

※2 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を記載

※3 各々の設置予定枚数・台数等を記載

※4 発電事業の概要が分かる図面（計画地位置図、配置図、設計図など）を別紙で添付

（裏面あり）

チェックリスト

No	法令等の名称	チェック欄			
1	文化財保護法	☐ 該当	☐ 非該当		
	静岡県文化財保護条例	☐ 該当	☐ 非該当		
	静岡市文化財保護条例	☐ 該当	☐ 非該当		
2	自然公園法	☐ 1 種	☐ 2 種	☐ 3 種	☐ 非該当
3	静岡県立自然公園条例	☐ 1 種	☐ 2 種	☐ 3 種	☐ 普通 ☐ 非該当
4	静岡市環境影響評価条例	☐ 該当	☐ 非該当		
5	静岡県環境影響評価条例	☐ 該当	☐ 非該当		
6	静岡県自然環境保全条例	☐ 該当	☐ 非該当		
7	土壌汚染対策法	☐ 該当	☐ 非該当		
8	廃棄物処理法	☐ 届出	☐ 許可	☐ 非該当	
9	清水港・みなと色彩計画	☐ 該当	☐ 非該当		
10	工場立地法	☐ 該当	☐ 非該当		
11	農振法	☐ 農用地区域(青地) ☐ 農用地区域外(白地)			
12	農地法	☐ 届出	☐ 許可	☐ 非該当	
13	森林法	☐ 届出	☐ 許可	☐ 非該当	
14	静岡市林道管理条例	☐ 該当	☐ 非該当		
15	海岸法	☐ 該当	☐ 非該当		
16	港湾法	☐ 該当	☐ 非該当		
17	国土利用計画法	☐ 該当	☐ 非該当		
18	都市計画法	☐ 該当	☐ 非該当		
19	静岡市土地利用適正化指導要綱	☐ 該当	☐ 非該当		
20	静岡県土採取等規制条例	☐ 該当	☐ 非該当		
21	静岡市風致地区条例	☐ 1 種	☐ 2 種	☐ 非該当	
22	景観法	☐ 届出	☐ 非該当 (届出不要)		
23	建築基準法	☐ 該当	☐ 非該当		
24	建設リサイクル法	☐ 該当	☐ 非該当		
25	砂防法	☐ 該当	☐ 非該当		
26	地すべり等防止法	☐ 該当	☐ 非該当		
27	急傾斜地法	☐ 該当	☐ 非該当		
28	道路法	☐ 承認	☐ 許可	☐ 非該当	
29	河川法	☐ 該当	☐ 非該当		
30	静岡市法定外公共物管理条例	☐ 該当	☐ 非該当		
31	特定都市河川浸水被害対策法	☐ 許可(特定都市河川流域内) ☐ 許可不要(同流域内) ☐ 非該当			
32	静岡市火災予防条例	☐ 該当	☐ 非該当		
33	静岡県盛土規制条例	☐ 該当	☐ 非該当		
34	宅地造成及び特定盛土等規制法	☐ 該当	☐ 非該当		
35	静岡県水循環保全条例	☐ 該当	☐ 非該当		
－	南アルプスユネスコエコパーク	☐ 核心地域	☐ 緩衝地域	☐ 移行地域	☐ 非該当

その他 ()

様式第2号（7（2）①ア、9（4）関係）

事業内容変更・中止届

年 月 日

（宛先）静岡市長

（事業者） 所在地
商号又は名称
代表者

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン「7（2）①ア」又は「9（4）」に基づき、事業内容変更・中止届を提出します。

【変更】

- ・変更する様式 （該当する欄に○）

☐	事業概要書（様式第1号）	☐	運転開始届（様式第3号）
--------------------------	--------------	--------------------------	--------------

- ・該当様式の届出日 年 月 日

- ・変更内容 ※

項目	変更前	変更後

※変更の内容が分かる資料を添付すること。

【中止】

理由：

（例）○年○月○日に事業概要書を提出した（発電所名称）について、△△△のため、中止することとした。

様式第3号（9（4）関係）

運転開始届

年 月 日

（宛先）静岡市長

（事業者） 所在地
商号又は名称
代表者

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン「9（4）」に基づき、運転開始届を提出します。

記

設置場所					
事業の規模		敷地面積 ^{※1} (㎡)		出力 ^{※2} (kW)	
事業内容 ^{※3}		別紙のとおり			
運転期間（予定）		年 月 日 から 年 月 日 まで			
地域住民等との 調整結果		説明方法	説明会の開催 ・ 戸別訪問 その他（ ）		
		日 時	年 月 日	人数	人
		主な意見 と対応			
連絡先	発電事業者 （担当者）	所 属			
		氏 名		電話	
	工事施工者 （担当者）	所 属			
		氏 名		電話	
	保守点検 責任者	所 属			
		氏 名		電話	
特記事項					

※1 太陽光発電事業を実施するために必要な区域全体の面積を記載

※2 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を記載

※3 発電設備の一覧やその詳細（メーカー、型式、製造番号及び数量等）、平面図、現況写真等の事業全体を記した資料を添付

様式第4号（10（2）関係）

太陽光発電事業終了届

年 月 日

（宛先）静岡市長

（事業者） 所在地
商号又は名称
代表者

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン「10（2）」に基づき、太陽光発電事業終了届を提出します。

記

設置場所					
事業の規模		敷地面積※ ¹ (m ²)		出力※ ² (kW)	
発電設備概要※ ³		パネル	メーカー・型式		
			製造番号		
			枚数		
		パワーコンディショナー	メーカー・型式		
			製造番号		
			台数		
		架台	メーカー・型式		
			製造番号		
			台数		
終了日					
連絡先	発電事業者 （担当者）	所 属			
		氏 名		電話	
	撤去工事施工者 （担当者）	所 属			
		氏 名		電話	
特記事項					

- ※1 太陽光発電事業を実施するために必要となる区域（残置森林等を含む）の面積を記載
 ※2 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を記載
 ※3 各々のメーカー、型式、製造番号等を記載

様式第5号（10（2）関係）

太陽光発電設備撤去完了届

年 月 日

（宛先）静岡市長

（事業者） 所在地
商号又は名称
代表者

静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン「10（2）」に基づき、太陽光発電設備撤去完了届を提出します。

記

設置場所						
事業の規模		敷地面積※ ¹ (m ²)		出力※ ² (kW)		
発電設備概要※ ³		パネル				
		パワーコンディショナー				
		架台				
撤去完了日						
撤去方法						
撤去後の状況※ ⁴		別紙のとおり				
連絡先	発電事業者 (担当者)	所 属				
		氏 名		電話		
	撤去工事施工者 (担当者)	所 属				
		氏 名		電話		
特記事項						

※1 太陽光発電事業を実施するために必要となる区域（残置森林等を含む）の面積を記載

※2 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を記載

※3 各々の設置枚数・台数等を記載

※4 写真等、撤去後の状況がわかる資料を添付